

第5回宝塚市総合計画審議会 第1部会

日時：令和2年(2020年)9月9日(水) 18:30～20:30

場所：宝塚市立中央公民館 201、202 学習室

1 開 会

出席委員 ※敬称略、順不同

岡委員、濱田(格)委員、藤井(博)委員、加藤委員、古泉委員、福住委員、松原委員、
見市委員、山本委員、井上委員、西中委員、橋之爪委員

欠席委員の確認 : なし

傍聴希望者の確認 : 1名

部会長 それでは予定のお時間がまいりましたので、第5回の部会を開催します。傍聴についてですが、コロナ対策として今回と次回の部会は定員を5名程度とさせていただきますので、よろしく願いいたします。委員の出席状況について、事務局より報告をお願いします。

事務局 本日、欠席委員はおられません。橋之爪委員がリモート参加いただいております。4月に企画経営部の部長と室長が変わっておりますので、ご紹介の方をさせていただきます。よろしく願いいたします。各政策分野の担当室長級の職員が出席させていただいておりまして、途中で入れ替わり交代させていただきます。以上です。

部会長 ありがとうございます。担当の方から説明いただいたのち、皆さんにご意見頂きたいと思います。それではよろしく願いいたします。

2 議事

議題1 基本計画【各論】(素案)について

市職員 (資料説明)

委員 広域自治体との連携を図っているというご説明があったんですが、向こう側は、上の三田市が、田んぼが全部、住宅地になって、ついに篠山市も住宅地が増えつつあります。昔、こんな水流れてなかったんで、どんどん増えて危なくなってきました。おまへのところ、住宅地建てるな、なんか言われませんが、広域自治体との連携をもう少ししっかりして、一気に水が出てこんようにしてくれませんか、というふうな願いをしていただきたいと思います。そうでなかったら、向こう側が、今のごみのところ辺りであふれそうになってますので、大丈夫かなと心配しております。

それから、もう1つあるんですけども、これは今は、1番の危機管理で、7番の河川・水辺空間、23ページなんですけど。

部会長

それ、あとでもよろしいですか。

委員

そうですか。ほんならそうします。

部会長

じゃあ、この2ページに対して、具体的な記載の変更の意見とかございますでしょうか。

委員

特にありませんけど、広域自治体との連携をします、とかいうようなことがちょっと入れへんですかね。

部会長

これはご意見としてちょっと、ご答弁いただいてもよろしいですか。

市職員

1つ1つ具体的なことを書いていく訳にはいかないのですが、委員のおっしゃる旨のことは、この表現のなかに組み込まれています。

部会長

それは分かります。

市職員

そういうことですので、ご意見としては賜りますが、何もしないというわけではございませんのでご理解ください。

部会長

それでも結構です。ほか、ご質問ございますでしょうか。

委員

いいですか。

部会長

はい、どうぞ。

委員

ちょっと確認なんですけれども、12ページの3番のところで、消防団を中核とした地域消防体制の充実を図ります、という形の中で、必ずしも全地域において消防団があるわけじゃないですけども、消防団を中核という言葉には、じゃあ消防団をつくらなきゃいけないのかっていうような形で取られてしまうんですけども、そういうのはどうなんですかね。

市職員

実は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律というのが平成25年に制定されまして、その中に、消防団と合わせて地域の防災力というのが、住民1人1人、あるいは自主防災組織という部分も含まれていますよということなので、市街地の中にも自主防災組織、北部地区にも自主防災組織があるんで、消防団だけではないということと、北部地区の消防団だけではなくて、この4月から、既存の消防団を、基本団員さんっていう、それと武田尾分団が廃団になって、消防団の数がやっぱり減ったんで、それを補うために、機能別消防団員さんというて、消防団OBさん、あるいは市街地でしたら、企業の、大規模災害時だけ来ていただけます、機能の事業所の消防団員さんというものをつくってるんで、これは市街地にもおられるんで、両方網羅できているかなと。

委員

さっきちょっと言われましたことも1つあるんでしょうけれども、最近むしろ、そういった消防団ではないけれども、自主防災組織という形の中で地域防災というものを充実させてきているわけですから、私としては自主防災

組織というものも、ここに明記してあるのかなと思うんですけども。

部会長

これはご意見として、またご検討いただけるかと思います。ほか。

委員

はい。

部会長

どうぞ。

委員

すみません、この自助・共助の体制づくりのところ、2つ目の、災害時要援護者の支援体制を整えますっていうの、危機管理とかの、総合防災課の取組というよりは、地域福祉課の取組だと思うんですが、思っていますが、横にある現状と課題のところの2つ目に、市民の取組を引き続き支援する必要があります、とあるんですが、私たちはこの、災害時要援護者の安否確認など、支援を一生懸命取り組んでるんですが、逆に行政を、私たちは支援しているというふうに捉えているつもりなんです、おこがましいんですけども。ここを、公助もこれになかったら、私たちが支援する、じゃなくて、私たちがも支援、お互いに支援し、連携しながら取り組んでいるという思いを強く持っているので、この辺りの表現は、今になって思えば、これでいいのかなっていうふうに思うんですが、いかがでしょう。

部会長

ここは結構、重要で、災害時要援護者支援を、要するに自助と共助に押し込めていいのかということなんです、そこはどうでしょうか。

委員

担当官がない。あ、すみません、見えてなくて、失礼しました。

市職員

自助・共助の体制づくりというところ、押し込めるという、そういったというよりかは、いざ、災害が起きましたときに、お互いを助け合うということ、福祉の面では大変、普段からの福祉のつながり、あるいは助け合おうという気持ちを醸成していくということが、災害時において一番力となり、お互いの命を救うのではないかという考え方で、ここでは、自助・共助の体制という整理をしたというところでございます。

ご指摘のとおり、災害時要援護者の支援体制というのを、これを、特定の住民の皆さまだけでというふうには、わけではなく、やはり幅広い支援を、まずは地域でというところを、いうふうな考え方を、共助ということにしたわけです。私たちの役割としては、共助の取組がより広まるように、お互い様のまちづくりに向けた啓発を行っていきたい、そういう思いです。

委員

だから、その協働の取組が、ここには表れてませんよね。

部会長

要は自助・共助という言葉だけ使うとそうなりますから、それだと市民と協働した体制づくりというふうにしたら、公助も入ったものですけど、そういうご検討をいただきたいという。

市職員

分かりました。また、あす説明いたしますが、地域福祉のところでも、これは掲げているというところでございます。

部会長

次いってよろしいでしょうか。

委員 1点だけ、すいません。現状と課題の2番で、大規模災害時や感染症の蔓延時に、公助の限界が露呈すると書いてあるんですけども、今まさにコロナウイルスの蔓延時なんですけれども、ここで宝塚市として公助の限界が見えてきたというのは、どういう政策を市民のために打たれて、それが現状、どういう点で限界と感じられているのか、ちょっと教えていただきたいんですけど。

市職員 役所が、特に市のほうでは、保健所は、宝塚市にはないまちですので、県に感染症予防対策そのものは、ゆだねなければならないという面がまず1つ大きくあります。その中で宝塚市役所なりにできることというのは、やはり県との連携ということになります。また、実際にマスク不足だったときに、皆さまにマスクを差し上げるというほど、実際に用意するということが、現実的には難しいものがございます。

災害と同じように皆さん自身の手で、今後、新しい生活様式を進めていく中で、例えばマスクの備蓄、水や食料の備蓄と同様に、アルコール消毒剤とか、手洗い石けんとかいうようなものも、衛生用品も備蓄を備えていただきたい。地域の団体の皆様も、その旨を意識していただくという意味で、感染を防止するために、行政が全てのことをして差し上げるということは困難であるということをご理解いただければと思います。

部会長 よろしいでしょうか。これ、全部の論調が、公的責任が、果たせないから自助・共助という、そういう表現に全部なってるんですね。そういう表現をされると市民は非常に、じゃあ、全部押し付けるのかっていう表現になります。じゃなくて、先ほどのように、今回の大きなテーマは協働ですから、市と。公助と共に、自助・共助とか、そういう非常にセンシティブなところの表現というのは、全般的にわたって気を付けたほうがいいのかなと思います。それでは13ページの、防犯・交通安全に関してはいかがでしょうか。ご質問、ございませんでしょうか。よろしいですか。

じゃあ、次の消費生活ですね。15 ページ、16 ページ。いかがでしょうか。1つだけ、ちょっと、じゃあ私。ここの中に入るのかどうかってというのはちょっとよく分からないんですが、この消費生活の、消費者被害の、例えば、ところで、今、一人暮らしの高齢者で認知症の方が増えてきて、いろんな被害がありますね。そういうのは、こここのところで載せるのか、ほかのところで載せるのか、ちょっと私もよく分からないんですが、とか、そういうものことってというのは、ここの中では取り上げるのか、取り上げないのかという、ちょっとそこのご判断を、いま一度お願いします。

市職員 こちらですか。こちらの。われわれの考えですか。

部会長 はい。

市職員 消費者教育という中では老若男女、いろいろな方入っておりますので、分野

別計画ではそういったことも含めて、ご本人が意思判断できない場合は周り
がサポートするような感じで、計画の作り方としては進めたいなと思ってお
りますので、こっちだけ、福祉だけという意味じゃなくて、トータルで複合的
に、各分野からの問題ではないかと考えておりますが、当然、われわれも関係
する施策やと認識しております。

部会長 ほか、いかがでしょうか。

委員 今のお話でしたら、高齢者福祉と連携を取りながらというふうに捉えてよ
ろしいんですか。

市職員 当然、そういうことですね。

委員 包括支援センターとか、ケアマネジャーさんとか、市民、その他の地域の市
民とかが一体になって、というふうに考えてよろしいですか。

市職員 突っ込んで聞かれたら、もちろんイエスなんです。

委員 そうすると、もっと事前に話し合っとかないと、地域の、例えば民生委員と
か自治会とかに、そういうことが当然であるようなふうになってくると、ちょ
っとしんどい部分があるので、事前に会話を持っていたきたいなと思うん
ですけどね。

市職員 そこまでできたらベストなんですけど、ちょっと 15 ページ、二重線のとこ
ろ、ちょっとだけお目通しただけでないでしょうかね。15 ページの後段で、
また、自分だけでなく周りの人などの状況もしっかり見つめて生活し、公正で
持続可能な社会の形成に参画する消費者の育成も重要です、みたいなことを、
われわれの見直そうとしている計画では、少し、課題とか、未来に向けての考
え方とか、そういった方で、周りもサポートしながら、巧妙な消費者トラブル
を未然に防ぐような計画の書き方にしたいなと考えているのは事実なので、
委員、言われたように、突っ込んで連携したり協議したりする場があれば、
ベストかなとは思っております。

委員 ここに、消費者の育成という年代とか、もう子どもたちにもこういう消費者
教育をずっと続けながらいくのかとか。

市職員 いきます。幼稚園児から対象に入れようと思っておりますので、3歳ぐら
いから上の年齢はもうなしで、3歳から以上、全員、この計画の対象やとい
うことで見直したいなと思って、これから作業に入るんですけど。

部会長 こういうのは、業者教育みたいなものも含まれるんですかね。

市職員 業者は、これは当然なんですけど、全員ですから、この計画の中に、ちょ
っと図示がある中に、業者っていうか、商工会議所さんであったり、事業者であ
ったりというのも当然出てきます。協議は、ちょっとまだそんなにできてない
と思うんですけど、先ほど言われた地域包括支援センターとか、社会福祉協議
会とかも、書かせていただいている。

- 委員 そう。だから、勝手ながら、そこに勝手に書かれるとしんどいんです。
- 市職員 すみません。
- 委員 書く前にはやっぱり、ごあいさついただきたいと思います。
- 市職員 認識しました。
- 委員 ちょっとごめんなさい。
- 部会長 はい、どうぞ。
- 委員 施策の方向性という形の中で、これに書かれていますよね。関係機関とか、関係事業者等の連携と書いているわけですから、事前というのは、要するに、これから向かおうとするわけでしょうから、当然、この作業において、今おっしゃっているようなところはいくと思うんですけどね。今、できていないからやろうとしているわけでしょうから。
- 部会長 たぶん、単身化になって、個人個人の消費者教育だけじゃなくて、周りが、やはりおっしゃるように、見ていかないといけない。それは個別の消費だけじゃなくて、一般店舗で結構、認知症の方が、要するに、犯罪者になってしまうと。そういうものっていうのはご本人だけじゃなくて、店舗そのものがユニバーサルになっていくとか、そういうものってフレンドリーシティの、そのものの、たぶん考え方だと思いますので、ちょっとそれで気になって、この面でお伺いした次第です。どうぞ。
- 委員 社協も実は、実際やっています。銀行さんとか郵便局とか、警察とかと連携するような会議を行っています。認知症や単身者の方が、消費者被害を受けているので、なんとかせなあかんということで地元自身が動いている会議です。特に一番関心を持っているのが、銀行関係とか金融機関です。すごく危機感を持っていて、振り込み限度額のことやATMには、職員を配置して努力をされていらっしゃる現状は、ちょっとお含みいただいた上で、計画策定は進めてもらった方がいいと思います。
- 部会長 別に何か、今のところ、表現の変更のご意見じゃないですので、ちょっとご意見として。それでは23ページの、河川・水辺空間のところはいかがでしょうか。
- 委員 すみません。私、家が大堀川の横に住んでまして、非常に感じるんですが、あれは私が小学校のときに崩れまして、大きな被害に遭ったんですが。そこで質問なんです、水が濁ってきたら土砂崩れがある可能性がありますので、濁っているぞとなったときに、どこへ電話するんですか、そういうシステムはあるんですか。
- これ、宝塚市の地図見たら、土砂警戒区域がいっぱいありますね。それ、崩れだしたら大変なことになりますので、そういうようなところを受ける電話番号とか、受ける組織とか、システムとかいうのは、まだ、まったくないよう

に思うんですが、市民がそういう、貴重な情報を流そうとしているのに流れないことになっていますので、こういうところ、なんか検討していただけますでしょうか。

部会長　　そういうものが想定されるような、つながるような表現とか、そんなんが入っているのか、それはまた別なのかと、ちょっとそれも含めて。

委員　　電話番号とか書かれへんよね。

部会長　　書かれんので、これのひも付いて、そういうところが想定される何かがあるのかとか、そのことも含めてどうぞ。

市職員　　ここでそういった細かな記載とかいうのは、ちょっと、もうこれもあくまで方針、基本的な考え方というところになると思うんですけども、これ、そのまま、言われることはよく分かりますので、そういったところは当然、関係部署ございますので、そういったところが連携して、きっちりと対応していきたいというふうに考えております。

委員　　これ、今まではまったくなかったけど、これからちょっと、ずっと。

市職員　　いや、今も、現状もありますので。

委員　　あるんですか。

市職員　　そこをきっちりと。ただ、河川に泥水が流れているっていうのは、あくまで河川に関する洪水とか、そういったものに起因するような考え方になりますので。それは河川にお問い合わせいただきたいです。山の土砂の、山崖とか、そういうところに、そういった茶色い土砂が流れてきたり、水が流れてきているのは、明らかに土砂災害の予兆ですので、それは山崖の担当部署のほうにご連絡いただければと。

委員　　それ、なんかここに書けませんか。

委員　　そんなん書いたら、もう、ほか全部書かないかんようになってくる。

部会長　　ご意見として承るといってよろしいでしょうか。

委員　　はい、分かりました。

市職員　　現状もございますので。

部会長　　それで、ちょっと次に移らせていただいて

委員　　ちょっとだけ。この表現はいいんですけど、ちょっとこちらのほうの資料6のところを書いてある、ねらいと主な取組の中で、市が管理する普通河川の管理台帳作成というのは。

委員　　何ページですか。

委員　　12ページです。資料6の12ページですね。

部会長　　6。

委員　　確認なんですけれども、河川の管理台帳というのが、もう現実には作られているんですか。

市職員 ちょっとそこ、われわれも踏み込んだ書きぶりをしているのが実態なんですけど、普通河川管理台帳というのは、本来持つておかないといけないんですけども、実は現状、一切ないんですね。それは、ここに書いている主な、先ほど言われた大堀川であったり、武庫川もそうなんですけど、二級河川、要は県管理河川なんです。皆さんが普段から河川だなんて思ってるのは、そういう河川のことをいってて、見られているのはもうほとんど県が管理して、そういうふうに進めているところです。

それよりも、測定、水量かなんか、分からないよう部分っていうのは、実は普通河川っていう位置付けがありまして、それは市が管理することになっております。それについてはもう河川台帳っていう、要は管理するための諸元というのが一切なくて、こういった形で、計画的に本来、更新とか修繕していかないといけない施設ではあるんですけども、そういうもの自体が、今、市には持ち合わせていないのが実情なんですね。

だから何か起こった際に、そのときに応急対応とかっていうのをやっているような実情なので、それぞれ、今後はそういった市の管理河川につきましても、もう細い河川ですけども、計画的に更新することで、地域の安全を守っていききたいという意味を込めて、河川台帳っていうのを作っていききたいというのは、これからのわれわれの課題だというふうに考えております。

委員 今おっしゃったように、最近の雨の降り方とすれば、そんな大きな河川というよりも、逆に街中、走っているような小さな河川から。

市職員 (資料説明)

部会長 ありがとうございます。それではちょっと元に戻りまして、17、18ページの土地利用についてお願いします。じゃあどうぞ。

委員 この土地利用と住宅・住環境のところ、住宅ストックという言葉がいつも出てくるんですけども、19ページには住宅ストックというのは全ての既存の住宅という説明になっているんですね。この17ページの現状と課題の中にある多様なストックっていうのは、この住宅ストックのことなんですか。一般市民が読んだときにちょっと分かりにくいというか、これ、住宅ストックって中古住宅のことですよ。ではないんですかね。

市職員 いや、全てとと思ってください。中古住宅も含め。

委員 中古住宅以外には。

市職員 すいません、ご質問が。

委員 17ページの多様なストックというのは、住宅ストックのことではないわけですね。

市職員 それだけではないです。例えば公共施設というのもストックのうちですし、そういう広い意味でこちらは使っています。

- 委員 という、つまり、とても分かりにくいんですね。ストックって保管しているもののことを指すというふうに一般的には思うので、それから、ここではストックと、ただぼんと出てきて、次には住宅ストックで、既存住宅っていうふうに出てくるので、どこかに何か説明があるか、もう少し分かりやすい言葉に変えていただいたほうがいいのではないのかなと。簡単に言うと、既存住宅や公共施設等の、というふうにしてしまうかね。とは思いました。
- 部会長
市職員
委員 またご検討ください。
 そうですね。
- 委員 土地と家ということに関して、両方でちょっと疑問があるのですが、高度規制っていうんですかね。宝塚市っていうのは高度規制がずいぶん厳しいですね。だから2階建てぐらいまではあちこちで立ってるんですが、マンションが建つのはあんまり少ないと。
- いい例が、私、光ガ丘に住んでいるんですが、光ガ丘中学を見てたらあそこの湯本地区から上がってくる生徒さんがずいぶん増えているんですね。その増えている理由っていうのは、マンション街が立っていて、空に伸びていつているんですね。住宅地はあんまりないんですけど、空に伸びていつているために、住民が増えていると。
- そうすると土地は、ああいうところは高いですから、空に伸びて住宅地を安くする意外に道はないと思うんですね、便利なところですから。そういう高度規制を緩めるという考えと、もう1つは、住宅を建てる時に空き地を狙うよりも、さっきおっしゃった高度、高度のあれっていうのは新しいマンションを建てる場合の、新しい、市としても住民をよそから引っ張ってくるわけですから、そういう住宅を建てるためのコスト、魅力ある住宅地にするというような、なんかアイデアはないんでしょうか。
- 部会長 できればこの表現のひも付きのところ、この表現のところ、それは言ってるのかとか、ちょっとそういうことをご指摘いただけますと、たぶん検討もしやすいかなと。
- 委員 すいません、あともう1つ。
- 部会長 じゃあ固めて、どうぞ。
- 委員 18 ページの施策の(3)で、多様な事業手法を活用し、地域と連動したまちづくりとなっているんですが、これは連動なんですね。連携とかよく使うんですが、これは地域が行うまちづくりと連動して何かする、何か、わざわざこの言葉を使っているのがどういう意味なのかなというのが。
- 部会長 じゃあちょっと元に戻りまして、さっきのストックのところもご発言あったと思いますので、この表現のところ。今、なんか細かくこう直そうという論議は必要ないと思いますので、取りあえずこう考えているということと、こ

の連動という言葉。それと今、ご質問いただいたのはマンションの構想かなんかに関する見解ということでよろしいですか。じゃあ、この3つお願いします。

市職員　　まず多様なストックということについてですけれども、本文の中でその部分を説明するよりも、用語の定義といいますか、というようなところで整理させていただくほうがより分かりいいのかなと思うので、その方向で検討させていただきたいと思います。

部会長　　この場合のストックっていうのは住宅だけじゃなくて、社会資本とかそういう意味ですか、それとももっと、民間のものも含めて表現されていることですか。

市職員　　イメージとしては今、先生がおっしゃったように後者のほうで、民間のストックも含めて検討させていただくということになります。

もう1つ私のほうからは高度規制というところでちょっと使い方が、よく理解できていなかったんですけども、委員がおっしゃりたいのは、高さ規制をもう少し緩和をして、高い建物を建てるようにしてほしいということなのか、もしくは高度規制を厳しくして、より良い住環境を維持すべきだっていうことをおっしゃっているのか、ご質問の意図としてはどちらだったのでしょうか。

委員　　ちょうど私、阪神大震災のときに経験したんですが、あそこの温泉街がありましたでしょう。あれが全部、建物が倒れましたよね。そのあと新しい、商業資本じゃなくて、住宅地が建っていったんですが、その住宅地が全部、空に伸びていったんですね。そうするとその住民の人が増えて、よそから入ってきた人たちが増えていって、あそこの光ガ丘中学なんかは生徒さんが増えているわけです。

ですから人口減少、減少っていってもそういうことじゃなくて、魅力のあるところであれば、やっぱり外から入ってくるんですね。そういう新たな考え方に立たないと開発っていうのはなかなかできないので、私が危機意識を持っているのが、宝塚市が商業資本で財政を豊かにするということはまず考えられない。やっぱり住民の数を増やしてやっていくべきだと思うものですから、そういう意味からいったら、高度規制をやっているために、上にマンションを伸ばすことができないんですね、あそこら辺の地域はもう。

部会長　　高度規制を外したほうが、緩和したほうがいいという意見ですよ。

市職員　　そういうことですね。ただ、おっしゃるように、例えば住民をというか、市民の活動を増やしていくということであれば、入れ物である建物といいますか、住宅を増やしていくことが1つの方法であるというふうに思います。ただ、一方で、いろんなところでなんの規制もなく、超高層の建物が建つということであれば、それは住環境にとってはどうなのかっていうようなことも考えな

きやいけないと思っています。

ですから今、宝塚市においても用途地域というのをちゃんと定めさせていただいて、今おっしゃっているような高い建物が建つところや、良好な住環境を維持していかないといけないところっていうのをちゃんと使い分けといたしますか、すみ分けをさせていただいた上で、都市計画をしています。

委員 それは、今のあれで言ったら、平地ではそういう傾向はあるとは思うんですね。ところが後ろに山になっているようなところっていうのは。

部会長 すいません、そこで、申し訳ございませんけど、その議論は止めていただいたほうがいいかなと思います。個別の、そういう見解等になりますので。すいません。あと、連動という言葉はどうする。

市職員 その前に 19 ページのほうの住宅ストックについては説明のとおりで、既存のもの全てを意識して書いています。次に連動の話ですが、この多様な事業手法という部分の取組なんですけども、市街地再開発事業や土地区画整理事業など多様な事業を活用して、また、地域の皆さんと連携したまちづくりを進めます、というふうに基本計画の作成シート上のねらいや取組では考えていました。なので、きちんと連動か、連携か、どちらが適切かは、もう一度調整しまして、検討したいと思います。以上です。

部会長 あらためて、ちょっとこれ、一体的になって、それでもいいんですけど、土地利用のところではいかがでしょうか。どうぞ。

委員 私、まずマスタープランの話も、会議に出てるんですけども、(2)の北部地域の活性化に向けたまちづくりの推進のところ、市街化調整区域の面積を減少させないというふうな話になっているんですけど、確か良好な住宅をつくっていこうという話も一方であったように思うんですけど、その辺り、マスタープランと確認していただけたらと思います。

市職員 市街化調整区域の面積を減少させないということ、平たく言いますと、今の市街化区域を拡大させないという、今後のまちづくりの考え方を大前提で置いています。まずは都市化の進行、市街化の進行を防ぎ、北部はある意味、市街化調整区域ということで、そういう…。

委員 私、その、要するにちゃんと覚えていなかったのかしれないんですけども、市街化区域の面積を増やす可能性はあるから、北部と南部を書き分けて済ませちゃってるんで、確か。私の認識が間違っているかもしれない、確認だけしていただいても、すいません。

市職員 定住人口の維持や増やそうと思ってる交流人口のことではないですか。

委員 人口じゃなくて面積の話。それと齟齬がなければそれでいいということです。

市職員 市街地についても市街化区域を膨張させるという考え方は、マスタープラ

ンでも持っていません。

委員 そうなんです、分かりました。それだけです。

部会長 よろしいですか。

委員 はい。

部会長 じゃあ、ほかいかがでしょうか。

委員 いいですか。

部会長 はい、どうぞ。

委員 18 ページのところなんですけれども、成果指標のところ、括弧1 番目の、地区のまちづくりルールの認定地区数というのを横ばいにされているんですけども、地域にとってみたら、こういったまちづくりルールっていうものがあったほうが、開発事業者との話し合いの頻度が増えてくると思うんですよね。そういう意味で言ったら、これはむしろ横ばいですけども、上向きでいいんじゃないかということで提案させていただいたんですけども、ちょっと説明がいまひとつ理解できないんですけども、横ばいにされている理由をお願いします。

市職員 行政主導で、例えばこのまちづくりルールを作りましょう、作りなさいっていうことが言えるのであれば、ある意味、成果指標を上向きにすることっていうのはおそらくできていくんだとは思っています。ただ、まちづくりルールですから、地域の方々がどう思っているかというのが一番重要だと思うんです。その地域の方々の意識がないのにつくりましょうといっても、骨抜き計画にしかならないと思っています。

ですから、まずは地域がどれくらい盛り上がるかというのが一番重要やと思っています。今、まちづくりルールを採用して運用されているところもあるんですけども、それはそれなりにすごい労力といいですか、苦勞されて作られたというふうに思っています。ただ、それから少し時間がたって、当時、作られた方々もベテランといいですか、お年を召していらっしゃるって、例えばそれを見直していくことについても、結構な、やはり手間と時間が掛かると思っています。

新しい方、若い方が意識的にやっていただけるのであれば本当にいいことなんですけども、なかなかそれも今のご時世、難しい状況になっておりますので、まずは今回の目標としては、今あるまちづくりルール、地区計画など、現状維持をすることに目標を定めさせていただいた。聞かれ方によってはちょっと後ろ向きだというふうに思われるかもしれませんが、現実問題としては非常に高いハードルだというふうに思っています。そういうことを込めて、質疑に対するお答えを書かせていただいています。

委員 私自身は逆に、これからまちづくりルールを作っていくのかなという意識

が強いので、横ばいにしたら、市民のそういった形の意欲というものをそぐんではないかなと思うんです。というのは、良好な住環境を取るとするならば、やっぱりこういったものを地域が考えていかないといけない。それを行政側として指導しながらこういうふうにつくりましょうということで増やしていただきたいと思うんです。逆に言ったら今おっしゃったように、後ろ向きですよ。

部会長
市職員

はい、どうぞ。

おっしゃるとおり、この成果指標を単に上向きにするということだけであれば、そんなに手間も掛かりませんし、簡単なことだというふうに思っています。ただ、正直ベースで言いますと指標の向上は難しいと考えており、あえて今回こういう提案をさせていただきました。ただ、今おっしゃるように、この横ばいということを見て、市民の方々のモチベーションが下がるということであれば、やはりそれは考え直していかないといけないのかもしれないので、ちょっと検討はさせていただきたいと思います。

委員

取りあえずスタートはこれでいって、これからの市民の盛り上がりの状況によって、5年先、見直していくのも1つの方法かなと思います。

委員

ちょっと1つだけ言いたいんですけど、今のまちづくり計画、条例の問題ですけど、今、私が住んでいますふじが丘は、本当に山の中にあります。作成時点では、1軒の家にはやっぱり20%以上の植栽があるという事なんですけれど、先ほど言われたように、もう30年以上になりますので、樹木が大きくなっちゃって、逆に今度は高齢者の方から切れない。

それで、よそへ（隣接地）出てきたらそれは切ってもいいんだけど、今度はよその家の中は切れないというような問題があって、この、われわれが作ったまちづくりの条例の中に、住宅の部分を、これをもう外したいと言う人がいっぱい出てきているのは間違いないです。

だからそれによっては、市街地やったらそれは今言われる通りでいいんですけど、私の家も、外に出た途端に、東西南北、はっきり言うと山なんです。全部グリーンを見ながら、なぜ家の前にそれだけの物をしなくちゃならないか、言う人がやっぱり出てきてますね。あれはちょっと外したいと言う意見が出てるのは間違いない。

部会長

またちょっと、ここは人口構造も変わってきますし、指標の取り方でこうせざるを得ないやったら、例えば理解の、ちょっとそれがどうかというのはあるんですけど、理解の促進とか、そういうので住民が話すことを促進させていこうよ、というような、前向きな指標に変えるとか、ちょっとご検討いただく余地はありますでしょうかね。

委員

はい。このままでいいんですけど、ちょっと検討いただければなと思います。

部会長
委員

はい。

20 ページの施策の、空き家適正管理の活用の促進を図りますというところの、空き家バンクの物件登録件数を上げるというようなことが、見させていたいただいたんですけども、実は、ここまでの取組の資料を見させていただくと、現状2件で、空き家率というのは10.8%ということで、平成20年から10年間で1ポイント上がっている状況なんですけども、これ、もうちょっと細かい話になってくるのか分からないですけども、空き家バンクを、登録件数を増やしていくのに何か方法論なんか、おありなのかなと思います。すいません。ただ単に質問です。

市職員

はい。昨年10月からこの制度を新たにしています。登録件数自身、今この2件は今年の3月31日時点で、実は3件あったんですね。で、1件は片付いてる。今、登録、現状2件なんですけど、当然、普通の不動産情報ネットの情報網に載れない、載っていない物件だけをこのバンクで拾おうという制度です。

ですから、数自体そんな多くはないんですけども、例えば例年、だいたい平均して150件程度、市民の皆さんから空き家に関するあらゆる相談が入ります。やっぱり利活用の意味で、そこでバンクを紹介するんですが、いろいろな弊害なり、なんなりがありまして、なかなか載せきれないのが現状で、毎回、不動産協会とも当然タッグを組んでおりまして、共に頑張りましょうという情報共有しながらやっているのが現状です。正直なところそういう状態です。

部会長
市職員
部会長
委員

めざす方向が上向きになってるとい、今後。

頑張ります。

という話ですね。はい、ほかいかがでしょうか。どうぞ。

宝塚市の状況が、把握してないんですけども、斜面地の住宅の擁壁の安全性のことが、とても今、私は気になっているんですけど、宝塚市も古い住宅、1960年代、1970年代ぐらいに開発された住宅地は、どんどん建て替えようと思ったときに擁壁にひびが入ってるとか、そういうので建て替えができないというところが出てきているのではないかなと思うんですけど、その実態はどうかというのと、もし対策されてたら教えていただきたいんですけど。

市職員

その斜面地の地域が宅地造成等規制法、宅地造成等規制区域に入っていれば、造成行為を伴えば、その許可を取らないと駄目です。ですから、そういうケースですと割れてるとか、膨らんでるとかという、当然、許可を取って、その擁壁自身を直さないと家が建たないんですね。片や、擁壁に多少のひびがいついていても、計画自身が家だけだということになると、それは建築主事その敷地の中、全てを審査して、安全を検討することになります。

ですから、建物だけのケースで言うのは、例えば擁壁がはてなでも、家自身にくいを打つことで、家はきちんと担保できるけど、これはこれと割り切るよ

うなケースが実際のところはあると思います。

委員

ということは何も、今の状態で危ないことはないという。

市職員

だから、家だけの安全は担保できるんですけど。

委員

下のおうち崩れてきたら困りますよね。

市職員

そうですね。それは訴訟につながることで、従前は行政にしか確認申請が出せなかったときは、敷地全部、トータルで審査して、そういうケースがあれば、下の家のことも含めて、上の施主さんに言っている時代が平成 10 年ぐらいまでです。民間開放されてからは、もう端的に法律に丸か、ペけか、の判断になっているのが、今の現状です。ですから、うちは宅地部局がありますので、そういうことがあったら擁壁単独でも調査に行き、悪い部分は指導させていただいてということです。

委員

じゃあ問題ないという。

市職員

はい。それと、やばいな、大雨のときに、みたいなところは当然パトロールをして把握しておりますので、台風ごとに調査をさせていただいています。

委員

ありがとうございます。

部会長

ほか、いかがでしょうか。よろしい。じゃあちょっと私から、住宅・住環境のところ、これがここに入るのかというのはあるんですけど、20 ページの市営住宅の有効活用と書かれていますね。この中に、例えば今、福祉の法と書いた居住確保法とか、そういう課題があるんですけど、そういうことも想定されてるのでしょうか。有効活用という、公営住宅の有効活用。

市職員

公営住宅、市営住宅と書いているんですが。

部会長

そう、市営住宅ですね。

市職員

はい。この言葉に書いている市営住宅は、われわれが所有している市営住宅のことだけです。ですが、例えば賃貸アパートに、要は、高齢の人がやっぱり敬遠するんですね。家主さんね。だからそこらをぜひとも入れてあげてくれるように、登録制度というのがあって、賃貸のオーナーさんに誰でも受け入れの登録を、国のほうにそういう制度がありますので、照会をして、受け入れをしてくれるようにしてくれませんかという意味も含めています。そこは、そうですね、民間住宅や市営住宅の有効活用、有効活用どちらにも入っているので、民間住宅の今の部分に施策として入れています。

部会長

それと、もう 1 つ、これもここに入るのかどうかってあるんですけど、良好な住環境って書かれていますね。

市職員

はい。

部会長

その中に今、特に先ほどのマンションが多くなると、例えば自治体に加入しないとか、そういうことでスプロール化、地域づくりの空洞化が起こってくるって、大阪市なんかもう顕著で、逆に京都市なんかは 70% ぐらいは加入して

るっていう、ものすごく市の市政によって大きな差が出てくるんですが、別に、強制加入って絶対無理なのね。ただ、そういうまちづくりの考え方と合わせた住環境の整備っていうのは、こういう概念の中に入ってくるんでしょうか。

市職員

はい。広義には入っています。都市の制度としたまちづくり条例等があって、関係所管課、全て意見集約をして利用者に伝えるシステムは持っています。その中で、大きいマンションを建てるときには自治体に入ってくださいよ、管理組合つくってくださいね、みたいな意見も合わせてしていきます。

部会長

そうですか。ありがとうございます。

委員

私も声を大にして言いたいのは、今の宝梅園団地っていうのと、それから逆瀬川の住宅公団の団地ですね。昔の昭和の40年代に建ったものなんですけど、今や4階建ての建物はエレベーターがないんですね。それで空き家になって、利用者がいない。もうああいうのを今の世の中で残してても、空き家ができるだけで入る人がいない。そうすると、そこを行政の力でねじ伏せてでも、それを建て替えるということをしないと、新しい便利な10階建てぐらいの、本当、住宅もエレベーターが入って、広くなるんだし、そういうような新しい、本当に取り組む姿勢を転換しないと駄目だろうと思うので。

それ、五月台も一緒でしょ。4階建てのマンションでエレベーターもない。そういうところでいくら入居者を募集しても、人は入ってこないんですよ。そういうところをちょっと、上の立場から判断していただければ、もっと宝塚市も人口の減少じゃなくて、広がるんじゃないかと思ってるので。

市職員

はい。そこは僕らもすごく危機感持ってて、空き家、空き家というて一戸建てよりも、この40年以上の分譲マンションね。所有者がオーナー1人というんじゃないし、分譲、共有で持ってるそのマンションの、今、言われはった問題。これが国のほうがマンションの管理の適正化の推進という法律と、建て替え等の円滑化の、この法律を改正しました。去年の6月。

施行2年以内にわれわれのほうがある一定の計画を作って、そういう問題になるであろうマンションに対して計画を持って、あめちゃんですよ、認定制度というのを取り入れて、建て替えるときに支障が起きないように、同意者数の割を考えようとか、建て替えるときには例えば容積を割り増ししましょうとか。相続する分に対しては管理組合で長期修繕計画というのをきちんと作りなさいという、意識啓発に対しての計画を来年ぐらいからぼちぼちしていかなと、すごく思っているんで、この施策に対しては、このような表現で書かせていただいています。

市職員

(資料説明)

部会長

それでは21ページに戻しまして、道路・交通に関して、ご意見・ご質問ございますでしょうか。はい、どうぞ。

委員

どこで言おうかと思っていたんですけども、ちょうど 22 ページの真ん中辺りに、コンパクトなまちづくりに向けて、交通建設機能の充実を図りますという言葉があったので、その前のところにありました土地利用のところで、駅を中心に据えて拠点づくりをするという話があったと思うんですけども、宝塚の場合、駅はもちろん阪急線もこのように JR もあるんですけども、そこから山のほうに出ているバスの路線が幾つかあって、特に中山桜台とか、光ガ丘とか、すみれガ丘とか、もう行き止まりのようなところが幾つかあります。

それで今度、このコロナの状態になってから、リモートワークとかもあって、住宅地に人がいる時間がとても長くなって、住宅地の中を歩いて、住宅地の中で歩いてちょっとお買い物に行けるとか、図書館に行けるとか、コワークの施設に行けるとか、そういうふうな需要が伸びてきているのではないかと私は思っているんですけども。

コロナのことを今回の計画の中に盛り込もうというのであれば、例えばこのバスターミナルとか、そういう結節点というか、主にバスターミナルなんですけれども、そういうところに住環境っていう生活拠点みたいなものをつくるような話が出てきてもいいのではないかなと思っています。

だから今、これ、ちょっと交通のところでは言うべきなのか、本来、住環境のところでは言うべきなのかと思っているんですけども、そういうふうな、この 3～4 カ月の間には思い付かなかったことが、ちょっと考えていますので、できたら、そういうこともどこかに盛り込めればいいなと思っているんですけど、どこかに入りそうですか。

部会長
市職員

はい、どうぞ。

今、ご指摘いただきましたとおり、交通結節機能というのは駅前を中心とした交通連携っていうのを図るといことなんですけれども、この総合計画と連動しまして、立地適正化計画というのを土地利用のほうで、市街地の立地適正化計画というのを策定するという作業を進めております。

その中で、公共交通というものもここで連携していくということで、先ほど分野別計画で、宝塚市地域公共交通網形成計画というのを策定しますということでお話しさせていただいたんですけども、こういう計画の中で、先ほどご指摘いただいたとおり、駅から山手の住宅街という、今は行って帰ってという交通網ですので、そういうものをどのように連携させていくのか、または行って帰って以外の交通網の在り方ということも含めて、検討していくという予定をしております。

ちょっと、本来でしたら今年度、この総合計画と合わせた形で交通網形成計画というのを進めていくという予定にしておったんですけども、コロナの影響でなかなか会議のほうを持てないということで、来年度に先延ばすよう

な形にはなるんですけども、この立地適正化計画とか、都市計画マスタープランというのも来年度策定されるということですので、その中で反映していきたいというふうに考えています。

委員

でしたら、山の上のほうの、ほぼ住宅しかないような、ああいうところに生活拠点のようなものができてくると、ずいぶん勾配住宅地帯の生活が豊かになると思いますので、どこかでうまく入れていただけたらなと思います。

部会長

ほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

委員

宝塚市の場合、都市計画道路の進行自体が遅れてるということがありますが、都市計画道路自身は宝塚市でどうこうできる問題じゃないですよ。県や国が道を通すわけですから、それに対して宝塚市は変更する、できたとしても、そういうことを大きく変えることはできないと思います。

ところが、われわれのほうから見てると、仁川の競馬開催日や清荒神の祭礼のときに他府県からどんどん車が出るわけですね。国道から清荒神に上ろうと思っても、1時間以上待たされることがあるわけですよ。清荒神の祭礼時や仁川の競馬開催日に、他府県から流れてくる車のために渋滞が起こったらどうにもならないということがあるので、そういう視点に立った道路行政というのは考えられないものでしょうか。

部会長

はい、どうぞ。

市職員

都市計画道路につきましては、ご指摘いただいたとおり、宝塚市だけで考えるというのではなくて、宝塚市も含めて、阪神間都市計画ということで、阪神間の各市と連動した都市計画で道路網というのは、ネットワークを将来つくっていかうということで計画しております。

宝塚市の場合、今、競馬の開催日、もしくは清荒神等の祭礼のときの渋滞というご指摘をいただいております。確かに、そういう状況というのはわれわれも十分把握しておりますので、そういうところに関連するような都市計画道路は、都市計画道路整備プログラムというものを、優先順位をつけてるプログラムがあるんですけども、その中に位置付けをして、整備を進めていく。

それと、宝塚市の地形的な条件でどうしても、対岸の武庫川で分断されてしまっておりまして、川を渡るところがどうしてもネックになってしまう。それと、武庫川の流れに沿いまして、三田のほうから下りてくる車は全て、宝塚の駅前を通らないと東のほうにも南のほうにも行けないという地形的な制約がある、そのど真ん中に宝塚インターチェンジがありますので、どうしても駅前から宝塚インターチェンジの間に車が集中するというような、構造的な問題がございます。

それらのことも含めまして、兵庫県のほうにもいろいろ、社会基盤整備プログラムという道路整備も含めた計画がございますので、そこと連携をしながら

ら、整備も進めていきたいというふうに考えてます。

また、都市計画道路だけでなかなか全て解決しないということもございませので、道路網の基本構想の中で、こういうのを補完する一般市道、その中で特に整備が必要なのはどこというのをピックアップして、整備のところは進めていきたいというふうに考えてます。

部会長
委員

あと5分ですので、上下水道のところも含めてご質問。はい、どうぞ。

それでしたら1つまず、道路・交通のところで、現状と課題の2のところですね。一番下の、なだらかな移動手段の確保を求められています、いうことの中で、新たな移動手段としては何をお考えなんですか。構想かなんかあるんですか。

市職員

構想というのは、先ほどもご説明しましたとおり、公共交通網形成計画というのをこれから作成していくということですので、まだ何か定まったものというのはないんですけども、最近、全国的にどうしても、路線バスとかいうものだけではきめ細かいフォローアップができない、というところで、タクシーを利用したデマンド型の交通ですとかいうような実験的な取組がなされておりますし、バスにつきましても自動運転化っていうのが、今、国土交通省のほうでも取り組まれてまして、先日も三田市のほうで実験的な運行をされたというようなことがあるので、そういうのを、いろんな各市の事例というのを見ながら、宝塚市に何があるのか、宝塚市の中でも地域ごとに何があるのかというのを考えていくと。

公共交通以外で、個人的な移動手段の確保というのも、将来的には出てくるのかなというふうに思ってますけども、今のところはそういうものを組み合わせる中で、効率的な公共交通網というのをつくっていききたいというふうに考えています。

部会長
委員

はい。ほか、はい、どうぞ。

上下水道のところで、今、市の組織としましては、下水道課が下水路の管理をされてますよね。そういった点で、下水路に関しては特に何も触れられてないんですけども、私の見落とししなんでしょうか。

市職員
委員

下水道の施策ということで、26ページのほうで。

下水路ですよ。

市職員
委員

下水路。

はい。

市職員
委員

水路。

今、下水道課関連で下水路の清掃や、雑草除去なんかもされてますよね。

市職員
委員

雨水ですか。雨のほう。

上下水道の中で、そういったものは含まれないですか。

市職員 すいません。下水道の雨水につきましては、施策の中の両括弧の2番、この下水道サービスの提供というところで、含まれています。下水道は汚水事業と雨水事業を担っていますので、その両面をこちらで記載しています。

委員 安全で安心で安定した下水道サービスの提供という中に、浸水、地震対策の強化っていうことが入ってるということですね。

市職員 そうですね。

委員 ですから、下水路の詰まった状態のところをきちっとメンテナンスをするっていうのも、いわゆる浸水対策っていう形になるんですね。

市職員 そうですね、はい、浸水対策です。

委員 じゃあそこははっきりしました。ていうのは、そういうことはどこが主としてやるのかなって思いましたので。

市職員 すいません、下水道ビジョンの中で、クライシスマネジメントを推進し、環境保全維持に努めますというところがありまして、その中で老朽化対策でありますとか、そういったところにつきましてはこのとおりです。クライシスマネジメントのほうにつきましては浸水対策と、あと地震対策というところで、耐震化の部分はそちらになります。

委員 確認したかったのは、結局、豪雨のときに下水路が詰まった状態ですと水があふれ出るということになりますので、定期的なきちっとメンテナンスをすることによって下水路から水があふれ出ることも防げるということも、ここに含んでおるといってよろしいですね。

市職員 そうですね。そこにつきましてはアセットマネジメントです。

委員 アセットマネジメントですか。クライシスマネジメント。

市職員 すいません、維持管理的なところにつきましてはアセットマネジメントです。

委員 両方ですね。

市職員 はい。

委員 はい、分かりました。

部会長 もう時間が来ました。はい、どうぞ。

委員 これ、水道のところの施策のところ、安全で良質な水道水の安定的な供給、これ、書いてあるんですけど、その一番上に、良質な水道水を供給するため、きめ細かな水質管理を推進します、ということなんですけれど、これ、基本的に、この書類の中にもあるように、今後は、宝塚市は阪神水道企業団の水を今後買っていくよということになってますわね。

市職員 それはもうすでに。

委員 うん、なっとるわね。どこの部分で水質を管理をして行くのか、阪神から来た水を受け取るだけで流すのか、そういう施設とか、そのまま今までであった施

設を使ってやっていくということですね。

市職員

阪神水道企業団、市全体が阪水に代わるわけではなくて、武庫川の右岸側の一部が阪水に切り替わっています。そこは従前、小林浄水場と亀井浄水場で送っていたエリアということで、特に、水源が変わるというだけで、末端の水道栓水での水質管理でありますとか、そういったところは従前と変わりなく水質管理を行っていますので、その辺りは従前と変わっていません。阪水さんからは、当然つくった水を買っていますので、水質の定期的な報告でありますとか、水質異常があったときの場合も含めて、そういったところの情報は常に入るようにはなっています。

部会長

よろしいでしょうか。

委員

(1)のほうの、資料6のところの13ページ。これに2つ目の丸で書かれてる中で、応急給水措置への拡充・整備というのがありますよね。先ほど言われましたように、武庫川周りでは2カ所の浄水場が運転をやめてしまったと。そこは今までこうした地震のときに給水場として使ってたんですけども、現時点で応急給水拠点ってどれぐらいあるんですか、市内では。

市職員

応急給水拠点は、災害復旧の段階でちょっといろいろ違ってはいますが、基本的には阪神・淡路大震災の規模を想定して、最終的に、半径500メートル以内に1カ所の割合で給水できることを確保するという計画をしています。大きいところでは浄水場です。今現在も惣川浄水場、小浜浄水場があります。あと市内に飲料水兼用の耐震性貯水槽という、100トン水を溜められる水槽ありまして、良元小学校など小学校の敷地とか、あとはスポーツセンターにもありますし、末広中央公園の中にもあります。そういった公共施設の中にある、貯水槽が8カ所あります。

あと、緊急遮断弁を備えている、配水池です。水を配っているタンクですが、そこに緊急遮断弁といたしまして、地震が起きて異常な水が出たら止まるような弁を備えている配水池がありまして、それが18カ所あります。そういったところで災害の初期段階で給水ができます。

徐々に復旧していきますと、道路上に消火栓がありますが、それも消火栓を立てて、そこで応急給水ができるような形も取ります。そういったところも含めて、半径500メートル以内に1カ所、市内に置く計画をしています。

委員

分かりました。私が心配したのは浄水場が2つ閉鎖になって、どうなるのかなって思いましたので。

市職員

そこはそういう形で対応することになっています。

部会長

ほか、ございませんでしょうか。よろしいですか。それでは時間がまいりましたので。

3 その他

事務局 次回、本日と同じ会場で、9月10日18時半から同じ会場で行わせていただきます。